

松平定信とその時代④

寛政の改革と深川地域

江東区深川江戸資料館

白河藩主、松平定信は天明7年(1787)に老中に就任し、倹約や備荒貯蓄を推進し、のちに寛政の改革と呼ばれる諸施策を行いました。その中には、深川地域と縁のあるものもあります。本号では、定信が行った施策で無宿人の授産・更生を目的とした人足寄場と、江戸町入用の一部を積み立て、凶作や飢饉等に備えて粉の買入れ費用に充てた七分積金の制について、深川地域とどのような関わりがあったのかみていきます。

1、人足寄場

(1) 無宿養育所の設置と廃止

松平定信が幕政に関与する以前、田沼意次が老中をつとめる安永9年(1780)、深川茂森町(現在の江東区木場4丁目周辺)に無宿養育所という施設が設置されます。この無宿養育所は、定信が後に設置する人足寄場の前駆をなす施設と位置づけられるものです。

設置のいきさつについて、「安永撰要類集」には次のように書かれています。

安永九子年十月廿四日、御城に於いて大隅守より受け取る
曲淵甲斐守殿え 牧野大隅守]

この度、深川茂森町に於いて無宿養育所仰せ付けられ出来致候に付、無宿共追々差違わ候間、御掛無罪の無宿これ有候ら、拙者方御引き渡し成らるべ候、相糺し候上、右養育所え差違わ申すべ候、もと養育所え差違わ難三分、佐州え差違わすべ候、右ハ主殿頭殿え伺いの上御達し申候

子 十月 読み下し筆者)

この達しは南町奉行の牧野大隅守成賢が北町奉行の曲淵甲斐守景漸に発したもので、茂森町に設置した無宿養育所に無宿の者を差遣わすようにしています。また、養育所に收容するのに適当でない者は佐州(佐渡)へ差遣わすと述べられています。なお、これは時の老中である田沼意次(主殿頭殿)に伺った上での達しであるとしています。すなわち、牧野は江戸町中の無宿の一掃を考え、無宿のうち悪質な者は



「安永撰要類集」 国立国会図書館蔵

佐渡送りとし、改善可能な者を無宿養育所で授産・更生させようとしたものです。

設置の背景には、江戸市中における無罪の無宿や困窮者の人口増加と、彼らによる悪業の増加がありました。無宿とは人別帳(現在の戸籍に相当するもの)から名前を削除された者のことをいいます。発生の主な原因は、貧窮による離村や勘当等による親族関係の断絶、および追放刑にありました。無宿化した人口は都市に流れ、街道に彷徨し、放浪者等となり、日雇労働者として生き、あるいは博徒集団に加わるのでした。また、この無宿化の進行は農村の人口を減少させ、都市およびその周辺の治安をおびやかす犯罪者の増大にも繋がり、当時彼らが江戸で激増していたことは深刻な社会問題化していたのです。養育所は、無罪の無宿人を收容したことから、「慈悲牢」とも呼ばれていました。

しかし、設置から6年後の天明6年(1786)無宿養育所は廃止されます。養育所が置かれた茂森町が地続きであったこと等から、逃亡する者が多かったことが廃止の要因と言われています。期間も短かったため養育所の実情は明らかになっていません。

(2) 人足寄場の設置

田沼意次が克服することのかなわなかった江戸における無宿増加による幕政課題は、のちに老中に就任した松平定信に託されることとなります。

この対応策として定信は、寛政2年(1790)に人足寄場を設置します。これは火付盗賊改方、長谷川平蔵による建議で、隅田川河口に位置する石川島に設置されました。

人足寄場では無宿等を收容し、職業技術を教え働かせ、休業日には心学者による講話を聴かせ、更生すれば貯えた労費を与えて釈放しました。作業内容は、寄場内で行われる内役(営繕(大工)、縄大工、鍛冶、紙すき、桶づくり、石炭製造、炭焼き等)と、寄場から出掛けていく外役(堀浚い、材木運搬、御蔵人足、船頭、外使い等)とに大別されました。

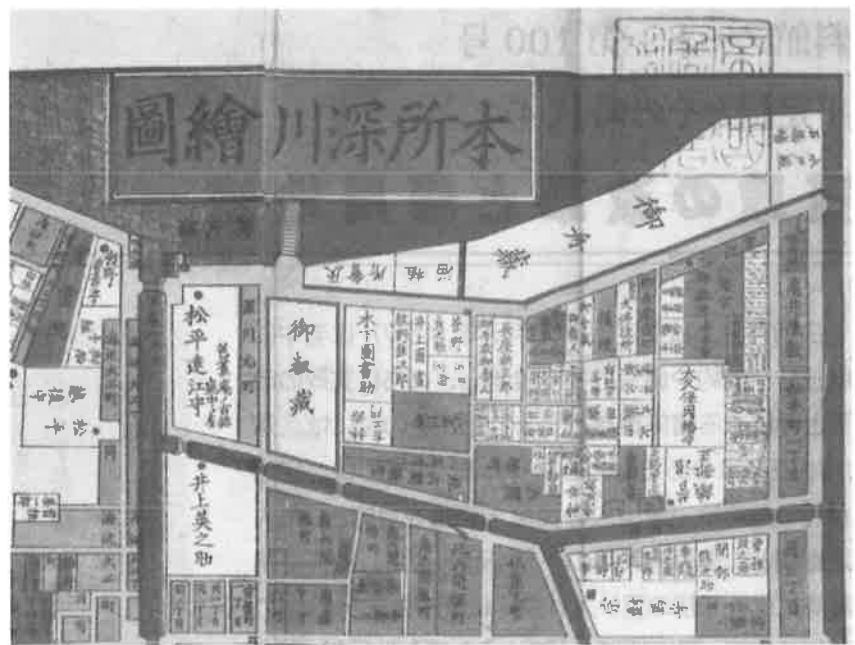
この人足寄場は江戸石川島に設置されましたが、当初深川も候補に挙がっていました。その候補地が、深川鶴歩町(現在の江東区木場3丁目周辺)の松平大膳太夫抱屋敷地です。長谷川平蔵の上申書によれば、用地について、逃亡防止と建設費用の節減のために川沿いに適当な土地を考えていました。その中で、鶴歩町は2万坪の広さがあり周囲を川や掘割に囲まれていました。住まいを除けば空地が多く、土地の造成が容易であり、收容した者の逃亡を防げると考えたようです。しかし、結果この案は採用されず隅田川河口にある石川島に人足寄場が設置されました。

このように、その人に向いている仕事をさせて1~2年後に生国に送り帰すという「授産更生施設」の構想は、10年以前に設置された無宿養育所における性格を継承するものでした。こうしたことから、定信が田沼期の施策を踏襲した面もうかがうことができます。

2、七分積金

(1) 七分積金の制の施行

七分積金とは、町人が負担する町の経費である町入用費の一部を節約し、その一部を積み立てる制度のことで、定信が老中を勤めていた寛政3年(1791)から実施されています。その節約額のうち、七分(70%)を積金とし、粉の囲いおき、貧困者への手当などに使用することとしたもので、その管理は江戸



「本所深川絵図」(部分) 国立国会図書館蔵

町会所と呼ばれる施設によってなされます。こうした粉を貯蔵する粉蔵は、深川をはじめ小菅、向柳原、神田筋違橋に建設されています。凶作や地震、水害等の場合に貯蔵していた囲い粉を放出しました。いわゆる備荒貯蓄の制度です。

この制度は、必ずしも全てが成功したとはいえませんが、定信の施策の中で、高く評価されている制度の一つです。

(2) 深川粉蔵

粉蔵とは、七分積金の施行により飢饉などに備え粉を貯蓄した蔵のことで、江戸市中各地に設けられました。その一つが深川橋富町(現在の江東区常盤1丁目周辺)の粉蔵です。上の絵図から、当時の「粉蔵」の位置がわかります。

深川には、寛政10年(1798)より享和元年(1801)までの4年間に、南北50間約90m、東西80間約144mの敷地に11棟の粉蔵が建設されていきました。粉蔵に備蓄する粉は、平時には困窮者へ支給し、災害時には臨時の施米として活用されました。

脱穀せず粉のまま保管した理由は、長期間の貯蔵に適しているためでした。深川の粉は数々の災害や、安政の大震災においても罹災者を救っています。

深川の粉蔵をはじめ江戸市中の粉蔵は、明治5年(1872)東京府が旧江戸町会所から積立金を接收したことによって廃止されています。現在、この場所は「深川御粉蔵跡」として江東区の文化財(史跡)に登録されています。